

第3回 北栄町人権を尊重するまちづくり審議会 概要

日時 1月27日(水) 午後1時30分～2時30分
場所 大栄農村環境改善センター 2階 大会議室
出席者 22名(委員18名、事務局4名)

議 題

(1)パブリックコメントの結果について

[事務局説明]

- ・パブリックコメント結果、犯罪被害者等支援条例に対する意見1件要旨と条例素案の修正
- ・意見に伴い、「心理的な負担に配慮しながら、」を追記する条例案の修正について説明
- ・審議会承認後、3月議会に上程、4月1日施行予定

[委員意見]

なし

(2)条例施行に伴う広報等について

[事務局説明]

- ・条例施行後の各種広報等について説明、また施行に伴い、次の対応を検討
- ・支援条例第7条の見舞金について、「北栄町犯罪被害者等見舞金支給規則」を制定。遺族見舞金30万円、障害見舞金10万円とし、支給申請方法等を定めるもの。
- ・解消条例第9条のモニタリングについて「北栄町インターネットモニタリングマニュアル」を制定。ほくほくプラザで毎週1回2時間実施、対象掲示板等を定めるもの。
- ・現行の北栄町「差別事象対応マニュアル」はネット上の差別書き込みに対する対応が定められていないため、被差別部落に関する問合せの対応も併せて追加・改訂するもの
- ・解消条例第7条の教育啓発の充実に関し、条例施行に伴う具体的な取組みとして、町内4校が年間指導計画を共通化し、系統的で計画的な同和問題学習の充実をめざす

[委員意見]

- ・広報にあたり、高齢者など誰にでも見やすい活字でお願いしたい
→文字の大きさを含め、見やすい広報に心がける
- ・モニタリングマニュアル「3(1)モニタリングを実施する掲示板等」でサイトが掲げてあるが、今後追加すべきサイトもでてくる可能性があるため、記載方法を工夫しては？
→例えば、「その他必要と認める掲示板 等」として対応したい
- ・遺族見舞金30万円、障害見舞金10万円の金額設定は法律などの根拠があるか？
→法律等の基準はなく、警察庁発出の条例案で示される金額。多くの条例制定市町村はこれを目安に金額設定。なお北栄町も鳥取県に見舞金支給に関する県補助金を要望し、結果、県も同額基準の1/2を補助する予算案で今後県議会で上程予定。
- ・条例施行に伴う「同和問題に関する年間指導計画」の共通化について、人権教育主任からその取組報告を受けている。ぜひ連携して進めてほしい。
→現在実施している学校と人権教育推進室との連携事業を、条例施行を機に「同和問題に関する年間指導計画」の4校共通化を図るもの。今後ともより一層の連携を。

(裏面あり)

(3)北栄町人権を尊重するまちづくり推進計画の進捗状況について

[事務局説明]

- ・人権を尊重するまちづくり条例上に定める審議会の意義・目的を説明
- ・評価対象となる50の施策事業について、推進計画上の位置付け及び概要を説明
- ・人権担当所管の生涯学習課の事業について、写真等を使い説明
- ・A評価は、⑬町人権教育・啓発推進協議会の設置、⑱分かりやすいじんけんの話、⑳人権学習会、㉑町人権教育主任会
- ・評価欄が空欄の事業は、コロナなど外的要因で事業実施ができなかったもの

[委員意見]

なし

(4)その他

なし

以上